

平成28年5月25日

会員各位

公益財団法人愛媛県視覚障害者協会

会長 楠本光男

第67回愛媛県視覚障がい者福祉大会開催のご案内

初夏の候、会員の皆様にはますますご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

第67回愛媛県視覚障がい者福祉大会を下記のとおり開催します。

今回は、日盲連の青年協議会長で我が国における3人目の全盲弁護士 大胡田 誠先生をお招きし、障害者差別解消法を中心に講演をしていただきますので、大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

記

日時 6月26日（日）10：00～14：30

場所 愛媛県視聴覚福祉センター4階多目的ホール

主題 「不当な差別のない社会をめざして」

自己負担金 100円（付添いも同額）

日程

9：00 受付

10：00 開会式

10：40 講演「障害者差別解消法と視覚障がい者福祉」

講師 日盲連青年協議会長 大胡田 誠 先生

12：00 昼食・休憩

13：00 ディスカッション

テーマ 「視覚障がい者からみた合理的配慮」

14：00 宣言・決議

14：20 閉会式

14：30 閉会

[申し込み方法]

参加ご希望の方は各地域の視覚障がい者協会を通して、また、地域の視覚障がい者協会に所属していない方は個人で6月13日（月）までに昼食弁当希望の有無、使用文字を本協会事務局へお申し込みください。弁当代500円は別途徴収させていただきます。6月20日（月）以降の弁当注文のキャンセルはできませんのでご了承下さい。

〒790-0811 松山市本町6丁目11-5 愛媛県視覚障害者協会

電話・FAX 089-926-2233

メールアドレス ekba@bz01.plala.or.jp

※ 自立更生・更生援護功労表彰などの推薦について

表彰規程によると自立更生は、視覚障がい者で障がいを克服して自立更生し、他の視覚障がい者の模範となる者で、年齢が40歳以上、自立更生の期間が5年以上の者が対象です。

更生援護功労は、視覚障がい者の更生援護に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、年齢が50歳以上、自立更生の援護に尽くした期間が10年以上（地域の視覚障がい者協会役員と本協会役員を合わせ通算10年以上）務めた者が対象です。

該当者があれば各地域の視覚障がい者協会で協議のうえ、該当者の経歴（書式自由）を添えて本協会会長まで推薦してください。

締め切りは6月13日（月）としますのでご了承ください。